防除作業従事者研修用テキスト 改訂箇所一覧

防除作業従事者研修用テキストの最新版は「第6版 第2刷」です。お手持ちのテキストによっては最新版で改訂されている箇所について、お知らせいたします。

【一部改訂箇所】

第6版 第1刷からの改訂箇所

該当箇所			改訂前		改訂後							
目次 V	4-4 ペストコントロールオペレーター(PCO:Pest Control					4-4 ペストコントロールオペレーター(PCO:Pest Control						
下から 14 行目	Operator)	の役割・・・・・・	32			Operator、防	Operator、防除作業従事者)の役割・・・・・ 32					
目次 IX	11-2-3 処	理に当たっての	注意事項・・・・・	119		11-2-3 薬剤	¶処理に当たっ [~]	(の注意事項・・	119	9		
2 行目												
目次 IX	12-2-3 処	埋に当たっての	注意事項・・・・・		12-2-3 薬剤処理に当たっての注意事項・・・・・・ 25							
10 行目												
第1章	⑤ 防毒マス	スク及び消火器				⑤ 防毒マス:	ク又は防毒機能	を有する電動フ	アン付き呼	吸用保護具		
p4						及び消火器						
下から3行目												
第4章	4-4 ペストコントロールオペレーター(PCO:Pest Control					4-4 ペストコントロールオペレーター(PCO:Pest Control						
p32	Operator)	の役割				Operator、防	i除作業従事者	の役割				
8 行目												
第5章	41.6		殺鼠剤の分類	`* III	-tr' Ante estas estas	11.75		1 殺鼠剤の分類	We m	The sales are a sales		
p40	対象 疾病予防	区分 医薬品・医薬部外品	関連法律 医薬品医療機器等法	適用 承認・許可	所管官庁 厚生労働省	対象 疾病予防	区分 医薬品・医薬部外品	関連法律 医薬品医療機器等法	適用・辞可	所管官庁 厚生労働省		
表 5-1	作物の保護	農薬	農薬取締法	登録	農林水産省	作物の保護	農薬	農薬取締法	登録	農林水産省		
	家畜・動物保護	動物用医薬品・医薬	医薬品医療機器等法	承認・許可	農林水産省	家畜・動物保護	動物用医薬品・医薬	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省、		
		部外品					部外品			農林水産省		
第5章	0.0025%の 顆粒とブロック の毒餌が販売されています。				0.0025%の粒剤や固型剤の毒餌が販売されています。							
p42												
20 行目												
第5章	表 5-2 主な殺鼠剤の毒餌中の含有量				表 5-2 主な殺鼠剤の毒餌中の含有量							
p42	a そのまま	使用する殺鼠剤				a そのまま使用する殺鼠剤						
表 5-2a	殺鼠済	割名 含有	 1量(%)	備	考	殺鼠斉	1名 含有	量 (%)	備	考		
	シリロシド	0.04	~ 0.5 粒剤、	. 固型		シリロシド	0.04	~ 0.5 粒剤	、 固型 <mark>剤</mark>			
	燐化亜鉛	1~	3 粉剤、	、粒剤			1~	3 粉剤	、粒剤			
	ワルファリン	> 0.02	5~0.1 粉末、	、粒剤、鋭	剂、 固型	ワルファリン	0.02	5 ~ 0.1 粉剤	、粒剤、固	型剤		
	クマテトラ	リル 0.05	粒剤			クマテトラリ	0.05					
	ジフェチアロ	ロール 0.00	25 粒剤			ジフェチアロ	1ール 0.00	25 粒剤	、固型剤			
第5章			<u>'</u>			1 to = 1 to	- /+ m - + × vn = +	1				
- 第5早 - p43	ь 加工し	て使用する殺鼠剤	 		b 加工して使用する殺鼠剤							
表 5-2b	殺鼠	引名 含	有量 (%)	使 用	法	殺鼠		 重量(%)	使 用			
₹ 5-20	シリロシト	0.	5 10 ~	20 倍に剤		シリロシド	0.	5 粉剤:	10~20倍	こ希釈		
	ワルファリ	0.	5~1 粉剤	、粒剤		ワルファリ	ン 0.	5~1 粉剤				
	クマテトラ	リル 0.	75 粉末			クマテトラ	リル 0.	75 粉剤				
	*2) *3)				*2) *3)							
第5章	3) ブロック 剤				3) 固型剤							
p43												
下から 13 行目												

該当箇所	改訂前				改訂後						
第6章	表 6-2 対象害虫別の殺虫剤区分と関連法律					表 6-2 対象害虫別の殺虫剤区分と関連法律					
p49	対象害虫	殺虫剤区分	関連法律	適用	所管官庁	対象害虫	殺虫剂区分	関連法律	適用	所管官庁	
表 6-2	衛生害虫:ハエ、カ、 ゴキブリ、ノミ、シラ ミ、トコジラミ、イエ ダニ、屋内塵性ダニ類	医薬品、医薬部外品	医薬品医療機 器等法	承認・許可	厚生労働省	衛生害虫:ハエ、カ、 ゴキブリ、ノミ、シラ ミ、トコジラミ、イエ ダニ、屋内塵性ダニ類	医薬品、医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省	
	家畜・動物害虫:ハエ、 ノミ、マダニ、アブ等 農業害虫:アブラムシ、		医薬品医療機 器等法	承認・許可	農林水産省	家畜・動物害虫:ハエ、 ノミ、マダニ、アブ等 農業害虫:アブラムシ、	用医薬部外品	医薬品医療機 器等法	承認・許可	厚生労 働省 、 農林水産省	
	ヨトウムシ、ニカメイ チーウ ハ <i>ガー体</i>		農薬取締法	登録	農林水産省	ヨトウムシ、ニカメイ		農薬取締法	登録	農林水産省	
第6章 p49 下から 13,11,7 行目 第6章 p52 下から 行目	病人では、治療のない、治療のないでは、大きなの人では、大きなの人には、大きなの人には、大きなの人には、大きなの人には、大きなのでは、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	「マロック」では、 「マロック、 「マロッ	用は具部のるな那ド器豆は これ能で品の機を外の品要装承ののないとではなどにないとします。	とどがいた。 とが響のは、れ具は まな除可円 吸 の の の の の の の の の の の の の	人とされています。 という は類な 医骨除薬 がいます いいまな でいまれてが 我 保 物 生 のの お 的 と も の と も の の の の か も も の の の か 製 ま た い か り 製 ま た い か り し か い か と み の か り 製 ま た い か り し か い か と か い い い い い い い い い い い い い い い	医病又てなすのす医性虫記すを行う避される。 はいどるたる薬試験型さと科っかはまの、医断物な含ずに用・なくをしているのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いののでは、大いいのでは、大いいのでは、大いいのでは、は、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	又は予防に使用なの機は、ない機では、れなものとしない、関係を関係では、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	目されにないとと、	がをい又類い品のにに許円 吸引的にま動るの機よい防を下 被ら忌いなうないないないないないないないないないないないないないないないないないない	されている物、と とが虫剤・ ののでは とが虫側ののでは とが虫側ののでは と が のでは と は のでは と は い のでは は い のでは は い のでは は い のでは は い のでは い のでは い のでは い のでは い のでは い のでは い のでは い のでは い ので い ので	
第6章 p54 下から 3-1 行 目	表的な忌避剤です。 (3) 懸濁剤-マイクロカプセル剤 有効成分を特殊な化合物で被覆したり吸着させたりした上で、界面活性剤を加えたものです。 マロアブル剤とも呼ばれています。 IGR のメトプレンを活性炭微粉末に吸着させた 10%懸濁剤(アルトシッド 10F)、プロペタンホスを樹脂で被覆した 20%マイクロカプセル化懸濁剤等があります。				で、ピレスロイド系薬剤を主成分とする、蒸散・噴霧・樹脂練りこみ式などの忌避剤・資材があります。 (3) 懸濁剤(マイクロカプセル剤・フロアブル剤) 有効成分を特殊な化合物で被覆したり吸着させたりした上で、界面活性剤を加えたものです。IGR のメトプレンを活性炭微粉末に吸着させた 10%懸濁剤(アルトシッド 10F)、プロペタンホスを樹脂で被覆した 20%マイクロカプセル化懸濁剤等があります。						
第 6 章 p55 5 行目 第 7 章	(7) エアゾール剤 主に家庭用に使用される製剤で、耐圧ボンベの中に殺虫成分と それを薄めるケロシンなどの溶剤、LPG などの高圧ガスの噴射 剤が充填されています。噴射ボタンを押すと薬液が噴射されます が、連続して全量が噴射されるタイプもあります。最近では水性、 粉末、泡状のエアゾール製剤もあります。 チカイエカなどのカの捕獲トラップです。誘引はドライアイスを使				(7) エアゾール剤 主に家庭用に使用される製剤で、耐圧ボンベの中に殺虫成分とそれを薄めるケロシンなどの溶剤、LPG などの高圧ガスの噴射剤が充填されています。噴射ボタンを押すと薬液が噴射されますが、連続して全量が噴射されるタイプもあります。最近では水性、粉末、泡状のエアゾール剤もあります。 チカイエカなどの力の捕獲トラップです。誘引はドライアイスまたは炭						
第7章 p63 下から7行目 第7章 p68 IO行目	い、穴や隙間を 横に隣接させて (5)安全ベル はしごを使って ために安全帯を	作った保温性 て設置します。 小 ての高所や天 を着用します。	のある容器	まに入れて ないまま ままま かいまま かいまま かいこう ちゅうしょう ちゅうしゅう はいしゅう はいま かいま かいま しゅう	、トラップの上や に、墜落防止の 個以上がつな	酸ガスボンベを て、トラップの上 ⁹ (5) 墜落制止用	使い、穴や隙間 や横に隣接させ 器具 上の高所作業で ルハーネス型の	間を作ったで設置しまで作業床を記墜落制止	保温性の です。 設けることで 用器具の(ある容器に入れ が困難な場合等 使用が義務付け	
第7章 p68 I4行目	がれているので、より安全性が高くなります。 (6) ヘルメット はしごを使っての高所や天井裏での作業のときに着用します。誤って墜落した場合に頭部を保護することができます。				(第8章 8-6(4)高所作業 参照) (6)ヘルメット						

該当箇所	改訂前	改訂後
第 8 章 p80 下から 7 行目	8-2 健康管理 事業所は労働安全衛生法により 従事者 に定期健康診断の実施 が、従事者は受診が義務付けられていますので、~	8-2 健康管理 事業所は労働安全衛生法により事業者に定期健康診断の実施 が、従事者は受診が義務付けられていますので、~
第 8 章 p82 下から 5 行目	(3)薬剤散布時 体より高い場所に処理する場合、薬剤が自分にかからないよう 処理方向には十分注意します。また、ノズルやホースにヒビや割れ があれば薬剤が噴出して体にかかったり周囲を汚したりするの で、散布器具類は 毎日 点検しておきます。	(3)薬剤散布時体より高い場所に処理する場合、薬剤が自分にかからないよう処理方向には十分注意します。また、ノズルやホースにヒビや割れがあれば薬剤が噴出して体にかかったり周囲を汚したりするので、散布器具類は使用前に必ず点検しておきます。
第 8 章 p86 下から 5 行目	(4)高所作業 2m 以上の作業は高所作業になります。ハシゴは必ず平らで一定 以上の角度が保てる場所を選んで設置し、ハシゴを保持する人と 二人で作業を行うようにします。脚立は開き止めを必ずかけ、天板 に乗ったり、天板をまたいだ作業は止めましょう。また昇降時には 手に物を持たず、作業用の腰ベルトなどに収めましょう。より高い 場所ではヘルメットと安全帯を必ず着用します。	(4) 高所作業 高さ 2m 以上での作業は高所作業となり、墜落制止用器具やヘルメットの着用が義務付けられています。ヘルメットは、脚立やトラックの荷台からの転落事故が多発しているため、1m 未満の場所でも着用を推奨します。 ハシゴを使用する際は必ず平らで一定以上の角度が保てる場所を選んで設置し、補助者をつけて作業を行いましょう。脚立は開き止めを必ずかけ、天板に乗ったり、天板をまたいだりする作業はやめましょう。また昇降時には手に物を持たず、作業用の腰ベルトなどに収めましょう。 高さ 2m 以上の高所作業で作業床を設けることが困難な場合等は、原則としてフルハーネス型の墜落制止用器具の使用が義務付けられています。フルハーネス型の墜落制止用器具の使用が義務付けられています。フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に達する恐れのある場合(高さが 6.75m 以下)では胴ベルト型が使用できます。墜落制止用器具のうちフルハーネス型を使用する場合は、あらかじめ学科及び実技による特別教育が必要です。特別教育を修了していない者が作業に従事すると法令違反となり罰金が科せられます。
第8章 p87 8行目	(7)排水槽内での作業 汚水槽・雑排槽・湧水槽の内部など酸欠の恐れがある場所では、 労働安全衛生法に定める酸素欠乏症等防止規則に基づき、酸素 欠乏危険作業主任者等の下で酸素濃度、硫化水素濃度を測定 (酸素濃度 18% 以上、硫化水素濃度 10ppm 以下)し、安全を 確認したうえで、特別教育を受けた者が作業に従事しなければな りません。	(7) 排水槽内等での作業 汚水槽・雑排槽・湧水槽の内部など酸素欠乏等の恐れがある場所 には入りません。やむを得ず入る場合、労働安全衛生法に定める酸 素欠乏症等防止規則に基づき、酸素欠乏危険作業主任者等の下で 酸素濃度(18% 以上)、硫化水素濃度(10ppm 以下)を測定し、 安全を確認したうえで、特別教育を受けた者が作業に従事しなけれ ばなりません。
第 8 章 p88 I 2 行目	8-7-2 作業による影響 (I) 打突 、落下による破損・汚損	8-7-2 作業による影響 (I)衝突、落下による破損・汚損
第 9 章 p99 I 3 行目	I)既製毒餌 既製の毒餌は基材の劣化を防ぐために乾燥してあるので、喫 食率が低い欠点がありますが、他に餌がない場所などでは有効 です。他にも袋入りや、パラフィンでブロック状に固めた <mark>製剤があり ます。パラフィンブロック剤は</mark> 、変質しにくく、耐水性があ ります から、 下水や厨房など水がかかりやすい場所で使用します。	I) 既製毒餌
第 章 p 9 下から 4 行目		
第 1 章 p 1 9 下から 2 行目 第 2 章 p 25	(1)槽内に入る際は、酸素欠乏等に注意をします。 12-2-3 処理に当たっての注意事項	(1)薬剤はマンホールの蓋を開け、その位置から投入します。槽内は酸素欠乏・有毒ガス等の危険性があるため入りません。(第8章8-6(7)排水槽内等での作業参照) 12-2-3 薬剤処理に当たっての注意事項